

米軍嘉手納基地への軍用外来機飛来に対する意見書

本年、3月30日に米海軍所属のCMV-22オスプレイ2機が飛来したのを始め、4月4日には、米軍岩国基地所属の最新鋭ステルス戦闘機F-35B戦闘機2機が飛来等、他の外来機の飛来も相次いでいる。コロナ禍における様々な懸念がある中で、滞在期間・兵員等の具体的な詳細は明らかにされておらず看過できない。

2015年10月29日に行われた日米安全保障協議委員会（2プラス2）において、訓練の一部を県外・国外で行うとの合意がされているにも関わらず、外来機の飛来が後を絶たず負担軽減と逆行している状態は、到底容認できるものではなく、強い憤りを禁じ得ない。

また、新聞報道によると、沖縄の負担を軽減するとして日米両政府が、2016年9月に合意した米軍普天間飛行場所属MV-22オスプレイや回転翼機の県外、国外での訓練移転は、これまで15回（毎年度2～3回）実施された一方、普天間飛行場での米軍機の離発着回数は右肩上がりが増えており、負担軽減と逆行していることが明らかになった。

近年の嘉手納基地周辺における環境基準値を超過した騒音は幾度となく発生・測定されており常駐機の運用に加え、外来機の飛来による騒音被害が増加している事は明らかである。そればかりか、嘉手納基地の騒音については、騒音規制措置（騒音防止協定）においては、午後10時から午前6時まで飛行制限されているが、基地司令官が出した滑走路運用指示書では、夏場には午前0時まで飛行を認める事が明記され、合意破りを前提とした運用が容認されている。

地域住民が日常的に航空機被害に悩まされ、町民生活に甚大な悪影響を及ぼしている事を日米両政府は認識し、ルールの遵守と本質的な負担軽減を図るべきである。

よって、本町議会は町民の生命、財産、安全を守る立場から米軍及び関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 垂直離着陸輸送機オスプレイの定期的訓練の禁止・日米両政府の配備計画を撤回すること。
- 2 軍用外来機飛来・暫定配備を中止し即時撤去させること。
- 3 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、機能移転・訓練移転を図ること。
- 4 騒音防止協定を遵守し、嘉手納基地の騒音軽減を確実に実施させること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 6 全ての在沖米軍基地を整理縮小し、段階的に撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年4月21日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長